

「茨城県電子納品ガイドライン」(H18.6)の改訂概要について

- 茨城県では、基準や運用は可能な限り国交省に準拠することを基本としています。
- H17.6版からの主な改訂ポイントは下表のとおり。

	分野	変更ポイント
1	デジタル写真について	写真データの編集を認めない。P 3 0
2	電子媒体の作成	CD-Rラベルへの記載項目の見直し（スリム化）P 2 3, 2 4
3	電子媒体の納品	業務（ただし、地質調査は除く）は、電子納品保管管理システムに登録する。P 2 7

- 国土交通省の適用との主な相違点は下表のとおり。

	分野	内容
1	工事における電子化項目と提出物仕様	国は完成書類 （出来形書類・図面、施工計画書等）全てだが、 本県では写真帳のみ （場合によりCAD図面も含む）。 なお、写真帳の基本的な提出仕様は、国は電子媒体のみだが、本県は電子媒体に加え 紙媒体（概要版的な内容）も提出 。
2	業務における電子化項目と提出物仕様	国は電子媒体のみだが、 本県は電子媒体に加え紙媒体も提出 。（CD-R 2部、紙媒体 1部を標準とした。）
3	CADデータSXF形式の拡張子（バージョン）	国はISO規格の「p 2 1」としたが、本県では当面の間、ISO規格でないが低容量となる「s f c」。